

障がい福祉サービス事業所に対する行政処分等について

令和 4 年 12 月 6 日

- 1 令和 4 年 2 月、4 月、6 月に北海道（十勝総合振興局）が行った障がい福祉サービス事業所に対する指導監査において、音更町に事業所を置く生活介護事業所で平成 29 年 4 月分から平成 30 年 9 月分の給付費について、帯広市に事業所を置く共同生活援助事業所で令和 3 年 1 月分から 3 月分までの給付費について、それぞれ不正請求が行われていたことが判明した。
- 2 これに伴い、令和 4 年 9 月 1 日付けで、生活介護事業については令和 4 年 10 月 31 日で指定障害福祉サービス事業者の指定が取り消され、共同生活援助事業については令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間、指定障害福祉サービス事業者の指定の効力の一部停止の行政処分がなされた。
不正請求の関係市区町村は 21 市区町村で、不正請求額の総額は概算で 35,120 千円と見込まれる。本町では、生活介護事業を 1 名の利用者が利用していた。
- 3 本町は、債権回収のため事業所と連絡を取ったうえ、不正請求額を精査し、不正請求に係る返還金を請求するとともに時効更新の承認手続を進めている。
- 4 当該事業所の今後の事業継承については目処が立っておらず、現在のところ返済計画も出されていない。当該事業所としては北海道中小企業活性化協議会の協力を得ながら、不動産経営に職種転換をし、その事業収入により弁済する計画を検討している。

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和4年(2022年)9月1日
北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

1 趣旨

株式会社クローバーが開設している指定障害福祉サービス事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者の概要

(1) 開設者

株式会社クローバー 代表取締役 中鍵 新也（河東郡音更町新通12丁目7-2）

(2) 対象事業所

事業所名	事業の種類	指定年月日	所在地
生活介護ライフ	生活介護	平成29年(2017年)3月27日	河東郡音更町新通北1丁目9-5

○ サービス内容(参考)

生活介護 ～ 障害者支援施設等において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うもの。

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す

4 指定取消年月日

令和4年(2022年)10月31日

事業の種類	根拠法令
生活介護	障害者総合支援法第50条第1項第3号、第4号、第5号及び8号

5 処分の原因となる事実

(1) 不正な手段による指定

勤務させる予定のない管理者兼サービス管理責任者を配置しているとして虚偽の書類を作成し、指定を受けた。

(2) 人員基準違反

平成29年4月から平成30年5月までの間、人員基準上配置すべきサービス管理責任者が配置されていなかった。

(3) 運営基準違反

平成29年4月から平成30年4月までの間、配置していないサービス管理責任者の名義を使用し個別支援計画を虚偽作成していた。

(4) 不正請求

- 平成29年4月から平成30年9月において、個別支援計画を虚偽作成し、不正に介護給付費等約34,205千円を得た。
- 平成29年4月から平成30年5月において、勤務表を虚偽作成し、不正に介護給付費等約229千円を得た。

6 不正請求の額等

不正請求の額	約34,434千円
不正請求額等の徴収	関係市区町村が事業者から給付費の返還金を徴収し、2分の1を国に、4分の1を道にそれぞれ返還する。（障害者総合支援法第8条第1項）
関係市区町村	帯広市、音更町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、幕別町、浦幌町、滝川市、北見市、網走市、小清水町、釧路市、別海町、中標津町、横浜市南区

7 利用者について

現在の利用者が継続してサービスを利用できるよう、道としても、事業所及び関係市区町村と連携し、利用調整を行う。